福岡市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の

停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用 自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	阮大地	停車又は駐車をする一般旅客自 動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	百息认沈
香椎照葉五丁目(北向き)	福岡市東区香椎照葉5丁目1-14先	西日本鉄道株式会社自動車事 業本部が行う一般乗合旅客自動	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係る運	
福岡市総合体育館(西向き)	福岡市東区香椎照葉4丁目4-8先	車運送事業(道路運送法施行規 則第3条の3第3号に規定する区域		
照葉北小学校前(西向き)	福岡市東区香椎照葉4丁目2-5先	運行に限る。)の用に供する自動車(通称「アイランドのるーと」)に		
照葉小中学校前(南向き)	福岡市東区香椎照葉2丁目1-3先	Rる。		
	福岡市東区香椎照葉2丁目1-3先			
アイランドシティ中央公園前 (北向き)	福岡市東区香椎照葉1丁目3-5先			
アイランドシティ中央公園前 (西向き)	福岡市東区香椎照葉3丁目2-2先			

福岡市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の 停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用 自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称		停車又は駐車をする一般旅客自 動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	个 音件况
宇田川原	福岡市西区大字千里195-1先	昭和自動車株式会社が経営する一般旅客自動車運送事業(道路	最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係る運	
筑前高校入口	16000000000000000000000000000000000000	運送法施行規則第3条の3第3号に 規定する区域運行に限る。)の用		
千里	福岡市西区大字千里329-1先	に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「チョイソコよかまちみら		
飯氏北(北向き)		い号」)に限る。		
飯氏北(南向き)	福岡市西区大字大字飯氏913-1先			
周船寺駅	福岡市西区周船寺1-1-43先			
周船寺小学校前(東向き)	福岡市西区周船寺1-16-7先			